

議員提出議案第3号

亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年2月27日提出

提出者

亀山市議会議員 宮崎勝郎

賛成者

亀山市議会議員 中村嘉孝

同 尾崎邦洋

〃 前田耕一

〃 小坂直親

〃 竹井道男

〃 大井捷夫

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

別紙

亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例

亀山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年亀山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第4条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲等）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広聴広報、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動に要する経費に関し必要な事項は、別に定める。

第6条から第8条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究の資するため必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に

改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第11条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の条を加える。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 政務活動費の支出状況については、積極的にその情報を公表するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が主催する研修会の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費並びに会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動に必要な備品、消耗品等の購入に要する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。